

(別記)

賃金規定改正

第一條

工務(日給者)ノ賃金ハ毎月末ノ前日ニ之レヲ支給ス

第二條

本規定ニ於テ一月分トハ前月二十五日より其ノ月二十四日迄
シテ請フ

第三條

左ノ各號ノ一ニ該當スルニキハ停滯ナク賃金ヲ支給ス

一 死亡ノトキ

二 解雇ノトキ

三 徴兵令又ハ勤労令ニ依リ入營スルトキ

四 一月以上ニ滞リテ歸郷スルトキ

五 婚嫁又ハ葬儀ヲ行フ費用ニ充ツルトキ

六 其ノ他官庁ノ命令ヲ以テ是メラレタル場合

第四條

早出及残業ノ賃金ハ一時間ニ毎一日ノ賃金十分ノ一トス